

Proud NUMAZU ロゴマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「Proud NUMAZU ロゴマーク（コンセプトロゴ及びサウンドロゴ、アニメーションロゴ。以下「ロゴマーク」という。）」の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適正な使用と普及を通じて、沼津のまちに関わる人々の誇りと愛着意識を高め、沼津のイメージアップを図ることを目的とする。

(ロゴマークに関する権利と使用管理)

第2条 ロゴマークのデザインに関する著作権その他一切の知的財産権等に係る権利は沼津市に帰属するものとし、その使用取扱いについては、沼津市が管理するものとする。

(対象者)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一条の目的に賛同し、この規程に規定する手続きを行うすべての者が使用することができる。

- (1) Proud NUMAZU の趣旨に反し、または反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (5) ロゴマークの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (6) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) 立体物で、その表現がロゴマークの立体物と認められない場合
- (8) 別に定めるロゴマーク使用ガイドラインに基づいた使用と認められない場合
- (9) その他、市長がロゴマークの使用について、不相当と認めた場合

(使用承認の申請について)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「Proud NUMAZU ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）（以下「使用承認申請書」という。）」に必要事項を記入の上、必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道または広報の目的で使用する場合は、この限りでない。

2 ロゴマークを使用して作成または製造する物件（以下「使用物件」という。）の販売を希望する申請者は、申請者の情報、商品名、種類、材料、サイズ、販売価格、販売場所、図案、

設計書、原稿などを記載した企画書を使用承認申請書に添付しなければならない。

(使用承認等について)

第5条 市長は、前条第1項の規定により使用承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、当該利用が Proud NUMAZU の取組みの推進や沼津市のPRに寄与すると認めるときは、申請者に対し、「Proud NUMAZU ロゴマーク使用承認(不承認)通知書(様式第2号)(以下「使用承認(不承認)通知書」という。)」により通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に対し、「使用承認(不承認)通知書」により通知するものとする。

(使用期間)

第6条 申請者は、ロゴマークの使用期間をあらかじめ使用承認申請書に記載するものとする。

(使用料)

第7条 Proud NUMAZU の取組みとロゴマークの普及を進めていくため、営利の使用を含め、当分の間、ロゴマークの使用料は無料とする。

(協力金)

第8条 ロゴマークを営利目的で使用する場合は、別に定める基準により協力金を沼津市に納めるものとする。ただし、営利目的であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、納付を免除する。

(1) Proud NUMAZU の取組みとロゴマークの普及を目的とした雑誌・Web・新聞記事等に使用するもの

(2) その他、市長が特に認めたもの

2 市長は、納められた協力金を受け入れるものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 第5条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認された内容のみに限定して使用し、市長が付した使用条件に従うこと

(2) 使用の承認を他に譲渡し、または転貸しないこと

(3) 別に定めるロゴマーク使用ガイドラインに基づき正しく使用すること

(4) 沼津市及びProud NUMAZU の取組みイメージを損なう使用をしないこと

(5) 使用物件は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難で

あると認められるものについては、その写真をもって代えることができる

- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないこと
- (7) 使用物件やサービスの品質を保証・担保するものとして使用し、またはそのように誤解される使用をしないこと
- (8) 募金など金品を集める活動と結びつけて使用しないこと
(承認内容の変更)

第 10 条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「Proud NUMAZU ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第 3 号）（以下「使用変更承認申請書」という。）」を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを許諾し、申請者に対し、「Proud NUMAZU ロゴマーク使用変更承認(不承認)通知書（様式第 4 号）（以下「使用変更 承認(不承認)通知書」という。）」により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に対し、「使用変更承認(不承認)通知書」により通知するものとする。
- 4 第 2 項に規定する「使用変更承認(不承認)通知書」の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(承認の取り消し等)

第 11 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消すことができる。

- (1) この規程に違反した場合、または違反することが判明した場合
- (2) 申請に虚偽または不正があった場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた場合

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消した場合は、その使用者に「Proud NUMAZU ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第 5 号）（以下「使用承認取消通知書」という。）」により通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。
- 4 市長は、第 1 項の規定により使用の承認を取り消した場合は、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

5 第1項の規定により使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、沼津市はその責めを負わないものとする。

6 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、または調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第12条 沼津市は、この規程による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

(事故、苦情等の処理)

第13条 使用物件に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、沼津市はその責を負わないものとする。

(情報の公開)

第14条 沼津市は、ロゴマークの使用承認の状況等について、情報を公開することができるものとする。

(事務の委任)

第15条 この規程に関する事務は、ぬまづプロモーション課が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、平成28年3月18日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

Proud NUMAZU ロゴマーク使用協力金基準

(趣旨)

第1条 この基準は、Proud NUMAZU ロゴマーク使用取扱規程第8条第1項に規定される協力金について、必要な事項を定めるものとする。

(金額)

第2条 協力金の算定方法は、次に定めるとおりとし、次の各号のいずれかを沼津市とロゴマークを使用しようとする者が協議の上、決定する。

- (1) 商品1種類につき年額2万4千円
- (2) 商品1種類につき販売単価に販売数量を乗じたものに1%を乗じた額

(納付)

第3条 ロゴマークを使用して作成または製造する物件の販売を希望し、その使用承認を受けた者(以下、「使用者」という。)は、使用期間が1年を経過するごとに協力金を沼津市に納めるものとする。

2 協力金は、使用者と沼津市があらかじめ協議の上、決定した納付日までに一括して納めるものとする。

付 則

この基準は、平成28年3月18日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。